

## 12月の税務と労務の手続提出期限

### [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

- 固定資産税・都市計画税の納付<第3期> [郵便局または銀行]  
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

本年最後の給料の支払を受ける日前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]
- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書、給与所得者の基礎控除申告書、所得金額調整控除に係る申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]  
※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。

## 当事務所よりひと言

藤崎社会保険労務士事務所の藤崎です。この度、社労士事務所便り11月号を送付させていただきました。今回はストレスチェック制度と50人未満事業場にも拡大について、就活セクハラ防止義務化、マイナ保険証の利用登録の解除について紹介しております。またコラムでは、当事務所へ相談の多い所定労働時間と実労働時間についてのQ&Aを掲載しましたので、是非ご覧ください。

## コラム「パートの所定労働時間と実労働時間の違い」(月刊ビジネスガイド12月号掲載、一部編集)

**Q** 賃金台帳を社会保険労務士に見せたところ、パートの所定労働時間と実労働時間が1年を通じて同じであるのはおかしいと指摘を受けました。給与計算ソフトに所定労働日数を入力する項目がありますが、時給制のパートの場合は所定労働日数と出勤日数が同じであり、残業もないため、結果として所定労働時間と実労働時間が同じになるという理解は違うのでしょうか。

**A** 正社員と同様に、パートにも年次有給休暇(以下、「年休」という)を付与する義務があります。年休を取得していれば、所定労働日数と出勤日数が異なり、結果として所定労働時間と実労働時間も異なるため、その点をおかしいと指摘されたのでしよう。

### 1 所定労働時間と実労働時間の違い

所定労働時間とは会社が定めた労働時間のことです。例えば、始業時刻が9時、終業時刻が17時半で、休憩時間が1時間であれば、1日の所定労働時間は7時間30分、週休2日制の週5日勤務であれば、1週間の所定労働時間は37.5時間になります。なお、法定労働時間(労基法で定められた労働時間の上限)は1週40時間、1日8時間です。それに対して、実労働時間とは実際に働いた時間のことです。先ほどの例の場合、9時から19時まで働けば、残業時間が1時間半となり、その日の実労働時間は9時間になります。

特にパート勤務されている方の労働時間について質問される企業様は多いです。分からないことがあればすぐにご相談ください。

